

## 第2期まち・ひと・しごと米原創生総合戦略策定基本方針(案)

政策推進部政策推進課

### 1 総合戦略策定の趣旨

人口減少や東京圏への人口一極集中に立ち向かい、本市の地域特性や地域資源を生かし、米原市ならではの暮らしの豊かさを高め、持続するまちとしての未来を創生するため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の趣旨を踏まえて、平成27年10月に「第1期米原市まち・ひと・しごと米原創生総合戦略」を策定し、計画的に施策の展開を図ってきました。

令和元年度は、この第1期総合戦略の最終年にあたることから、第1期の総仕上げに取り組むとともに、国の動向に合わせて、これまでの地方創生の取組の成果や課題を調査・分析し、令和2年度を初年度とする「第2期米原市まち・ひと・しごと米原創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）を策定します。

### 2 計画期間

第2期総合戦略の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

### 3 第2期総合戦略策定にあたっての基本的な視点

#### (1) 国および滋賀県の総合戦略との整合

まち・ひと・しごと創生法第9条および第10条の規定により、国が定める総合戦略および滋賀県が定める総合戦略を勘案して策定します。

#### (2) 第2次米原市総合計画・後期計画との整合

総合戦略は、人口減少に立ち向かい、持続可能な地域づくりを目指す計画であり、総合計画の施策を「まち・ひと・しごと」の観点から分野横断的に抽出した性格を有することから後期基本計画との整合を図りながら策定します。

#### (3) 人口ビジョンとの整合

国勢調査結果に基づく国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）推計の公表や滋賀県の人口ビジョンの見直しに合わせて見直すことを原則とし、国の政策による動向等を注視しつつ、将来変動に大きな乖離が見込まれる場合に改定していくものとします。

### 4 第2期総合戦略の基本的な考え方

地方創生は息の長い取り組みであり、第1期で根付いた地方創生の意識や取組を第2期も継続する必要があるため、国が示す4つの基本目標の枠組みを維持しつつ、地方創生に資する効果が高い施策等については、引き続き確実に推し進め、より高い成果を目指すとともに、課題が生じているものについては、打開策を工夫するなど、柔軟に粘り強く対応し、さらに、今般の社会情勢に対応した新たなテーマへも果敢に挑戦していきます。

## 第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略

《コンセプト》

### 3世代100年にわたって「住んでよかった」と実感されるステキなまちをつくる

《基本目標1》女性や若者が活躍するまちを創る

《基本目標2》若年世帯が移り住むまちを創る

《基本目標3》滋賀県一子育てしやすいまちを創る

《基本目標4》駅を核として、地域と地域を結ぶステキなまちを創る

## (参考) まち・ひと・しごと創生基本方針2019

### <基本目標>

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

+

### <国の第2期総合戦略における新たな視点>

- (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する
  - ・将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大
  - ・企業者個人による地方への寄付・投資等を用いた地方への資金の流れの強化
- (2) 新しい時代の流れを力にする
  - ・Society5.0の実現に向けた技術の活用
  - ・SDG'sを原動力とした地方創生
- (3) 人材を育て活かす
  - ・地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起しや育成、活躍を支援
- (4) 民間と協働する
  - ・地方公共団体に加え、NPOなど地域づくりを担う組織や企業と連携
- (5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる
  - ・女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現
- (6) 地域経営の視点で取り組む
  - ・地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント

※Society5.0：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に次ぐ、第5の社会を意味し、AI（人工知能）・IoT（モノのインターネット）やロボティクスなどの革新的な技術を様々な分野に展開して、あらゆる分野で、現在とは全く異なる社会を実現しようとするものです。

## 5 策定体制

総合戦略の策定は、「米原市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱」（平成27年米原市訓令第4号）および「米原市まち・ひと・しごと創生に関する有識者会議」（米原市付属機関条例（平成28年米原市条例第3号）に基づく付属機関）の規定に基づき、市職員による推進本部会議や有識者等による付属機関において検討を行います。

### (1) 庁内体制

米原市まち・ひと・しごと創生推進本部（本部長：市長）を中心に、各課・事務局が連携し、全庁を挙げて総合戦略を策定するとともに、総合戦略に掲げる施策の推進や実施状況の検証等を行います。また、若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、将来に向けた実行力のある戦略を目指します。

### (2) 市民参加

市民意識調査（アンケート）、市内中学3年生および高校2年生に対するアンケート調査、パブリックコメントの実施など、戦略策定の各段階において市民参加の機会を設け、広く市民意見を聴取し、反映するよう努めます。

### (3) 米原市まち・ひと・しごと創生に関する有識者会議

有識者会議は、総合戦略の策定および見直しならびに施策の評価について、調査審議するために設置する付属機関で、産官学勤労言士の識見を有する者より委員12人以内で構成します。

### (4) 議会

総合戦略の策定状況について、適宜、市議会へ報告を行い、意見をいただきます。

## 6 策定スケジュール

区分	令和元年			令和2年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
基礎調査				
人口ビジョン				
総合戦略				完成・公表
中学生アンケート				
高校生アンケート				
市民意識調査				
総合戦略有識者会議				
市議会				
パブリックコメント				
地方創生推進本部				
職員ワーキングチーム				

※スケジュールは予定のため、今後、変更となる場合があります。